

日曜窓口・火曜延長窓口・郵便局での便利なサービス

「平日はなかなか窓口に行けない」という人へ
本庁 市民生活課の「日曜窓口サービス」や「火曜日延長窓口サービス」

- 「日曜窓口サービス」 毎週日曜日の9時～12時、13時～16時です。
- 「火曜日延長窓口サービス」 毎週火曜日の17時～19時です。
 (火曜日が祝日の場合はお休みです)

届出コーナー

- 住所変更の手続き(転入・転出等)
- 印鑑登録
- 住民基本台帳カードの発行
- 戸籍に関する届出

※窓口時間外の戸籍届出(出生、婚姻死亡など)は、本庁守衛室の時間外受付にて受け付けています。
 ※外国人登録、住基ネットおよび公的個人認証サービスに関する手続きはできません。
 ※届出の内容によっては、届出日に、すべての手続きが完了しない場合があります。

証明コーナー

- 住民票の写し
 ※住民票の広域交付(佐賀市外に住民登録の人の住民票の交付)はできません。
- 住民票記載事項証明書
- 戸籍謄抄本・除籍謄抄本
- 戸籍の附票の写し
- 印鑑登録証明書
- 所得課税証明書
- 固定資産証明書
- 納税証明書

※軽自動車納税証明書(車検用)など一部、取れない証明書があります。



- このサービスは「本庁」のみ実施しています。
- 住所変更にもなう国民健康保険・国民年金などの手続きもできます。
- (関係機関などへの確認が必要な場合、手続きが完了しない場合があります)
- 印鑑や本人確認書類など(運転免許証や住民基本台帳カードなど)が必要ですので、事前に確認ください。

郵便局でも証明書の請求ができます

(住民異動届などの届出は、できません)

次の5つの郵便局で、佐賀市の住民票の写しなどの証明書の請求・受け取りができます。

- 佐賀嘉瀬郵便局 ☎24・6652
- 川久保郵便局 ☎98・0042
- 蓮池郵便局 ☎97・0042
- 三反田郵便局 ☎63・0123
- 北山郵便局 ☎57・2442

- 請求者本人についての証明書に限りません。代理人の請求・受け取りはできません。
- 本人確認ができる証明書類を、必ず持参ください。

取り扱い時間

月～金曜 9時～17時
 (土曜・日曜・祝日および12月29日～1月3日を除く)

証明書の種類

証明書の種類	請求できる人
●住民票の写し	請求する住民票に記載されている人
●住民票記載事項証明書	登録者本人(印鑑登録が必要)
●印鑑登録証明書	佐賀市に本籍地があり、請求する戸籍に記載されている人
●戸籍謄抄本・除籍謄抄本	戸籍の附票の写し
●外国人登録原票の写し	本人(外国人登録証が必要)
●外国人登録原票記載事項証明書	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)
●所得課税証明	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)
●完納証明	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)
●固定資産証明	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)
●事業所証明	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)
●納税証明(軽自動車税、国民健康保険税は除く)	本人(法人の場合は、法人印の押印が必要)

《注意事項》

- ◆証明書の様式は、市の指定様式です。なお、郵便局と市役所間を専用のファクスで送受信するため、受け取りに多少の時間がかかります。
- ◆旧町村にお住まいだった人の税証明書のうち、一部交付できないものもあります。事前に問い合わせください。

便利な証明書自動交付機をご利用ください

資格取得できる証明書

住民票・印鑑証明書
 「所得課税証明書・納税証明書」住民基本台帳カードでのみ取得可能

利用時間・場所

- 大和支所 東玄関
 ・平日 8時30分～21時
 ・土、日、祝日 8時30分～17時

ここが便利

- 操作がかんたん
- 窓口時間外や、土・日・祝日も利用できる。
- 待ち時間が少なく早い。

利用方法

暗証番号を登録した「住民基本台帳カード」や「印鑑登録証・佐賀市民カード」が必要です。

- 本庁 1階ホール
 ・本庁開庁日時と同じ

- エスプラッツ 2階
 ・平日 10時～19時
 ・土、日、祝日 10時～17時



問い合わせ

本庁 市民生活課 ☎40・7081 FAX28・9188

届出 お済ですか?

「住民異動届などのご案内」

左の表にあるみなさんからの届出は、すべて住民基本台帳に記録し、選挙権をはじめとする各種権利の基本となります。住民基本台帳に記録されていないと行政サービスが受けられないことがあります。

住所の異動、出生・死亡届などは期間内の届出をお願いします。

届出時の注意点

届出時に本人確認を行います。官公署発行の免許証や、パスポートなどで顔写真貼付のものを持参ください。お持ちでない人は、各種健康保険証、介護保険証書、年金手帳、年金証書などを複数持参ください。

なお、代理人が手続きする場合は、異動する本人や世帯主が記入、署名、押印した委任状が必要です。くわしくは問い合わせください。

届出の種類	届出の期間
転入届	転入した日から14日以内
転出届	あらかじめ(転出後14日以内も含む)
転居届	転居した日から14日以内
世帯変更届	変更があった日から14日以内
出生届	子どもが生まれてから14日以内
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内